

<特定建設作業>振動に係る規制基準(平成24年4月1日出雲市告示第174号)

区 分	区域の区分(振動規制区域の区分)	基準値
1号区域	第1種区域	75dB
	第2種区域のうち、都市計画法に規定する工業地域を除いた地域	
	都市計画法に規定する工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域	
2号区域	指定地域のうち、1号区域以外の地域	